

高松空港の機能強化に関する意見書（案）

平成30年4月から高松空港株式会社による空港運営が開始された高松空港では、同社と本県を含む地元関係団体との緊密な連携・協力のもと、空港の飛躍・発展と交流人口の拡大による地域の活性化に向けて積極的な取組が進められているところである。

高松空港は、本県の最優先課題である人口減少対策や地域活力向上対策の取組を進めるうえで、産業や観光の振興、拠点性の確保において重要な役割を担う広域交通インフラであり、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていることなどから、空港運営の民営化の成果を挙げ、四国の拠点空港としてその機能を十分に発揮させるため、航空ネットワークの拡充とそれを支える利用環境の改善に取り組んでいく必要がある。

よって、国におかれては、高松空港の機能強化を図るため、下記事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 高松空港が民間委託により、真に地域活性化に資するとともに、四国の拠点空港として、また、西日本のゲートウェイとして発展していけるよう、最大限努めること。
- 2 魅力ある航空路線の誘致（国内、国外）などの航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進め、一層の地域活性化に資するため、民間委託された空港が不利にならないよう施策の均衡を図るとともに、民間委託された訪日誘客支援空港に対する支援を拡充すること。
- 3 国際定期路線は外国人観光客の誘客等、地方経済の活性化に寄与していることから、国際定期路線の誘客に積極的に取り組む地方空港に対しては、航行援助施設利用料の軽減措置を行うこと。
- 4 高松空港が国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置づけられていることなどから、民間委託の成果をあげ、四国の拠点空港としてその機能を十分に発揮させるため、カテゴリⅢの計器着陸装置の整備などにより、高松空港の就航率改善や条件付き就航の減少などによる安定性、信頼性のさらなる向上への取組を進めること。
- 5 航空機の安全な運航のため、事故の発生を未然に防止できるよう、すべての空港で整備することとされている滑走路端安全区域（RESA）を必要な施設として早期に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日